

性犯罪に係る不起訴事件調査

性犯罪に係る不起訴事件調査

第1 調査対象等

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に各地方検察庁において不起訴処分（注1）がなされた事件のうち、不起訴処分に係る罪名が以下の①から⑤までのいずれかに該当する事件（注2）であって、裁定主文が「嫌疑不十分」又は「嫌疑なし」（注3）であるものについて、各地方検察庁から事件記録の送付を受け（注4）、調査を実施した。

- ① 強制性交等罪・同致死傷罪（刑法177条・181条2項）
- ② 準強制性交等罪・同致死傷罪（同法178条2項・181条2項）
- ③ 監護者性交等罪・同致死傷罪（同法179条2項・181条2項）
- ④ 児童福祉法違反
- ⑤ 青少年保護育成条例違反

（注1）不起訴処分とは、検察官の行う終局処分のうち、公訴を提起しない処分をいう。事件を不起訴処分に付するときは、不起訴裁定書により不起訴の裁定をする。

（注2）①及び②については、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前（以下「改正前」という。）の強姦罪及び準強姦罪並びにこれらの罪の致死傷罪を含む。

①、②及び③については、未遂罪を含む。④については児童福祉法60条1項を適用した事案であって、行為者が児童と性交、口腔性交又は肛門性交（以下「性交等」という。）をした事案に限り、⑤については行為者が青少年と性交等をした事案に限る。いずれも以下同じ。また、以下、「強制性交等罪」というときは①を、「準強制性交等罪」というときは②を、「監護者性交等罪」というときは③を、「児童福祉法違反」というときは④を、青少年保護育成条例違反というときは⑤をそれぞれ指す。

（注3）「嫌疑不十分」とは、被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき、すなわち、被疑者がその行為者であること又はその行為が犯罪に当たることにつき、これを認定すべき証拠が不十分な場合に於ける処分をいう。また、「嫌疑なし」とは、被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なときに於ける処分をいう。

なお、不起訴処分における裁定主文としては、「嫌疑不十分」、「嫌疑なし」のほかに、被疑者が死亡したときに於ける「被疑者死亡」、公訴の時効が完成したときに於ける「時効完成」、被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときに於ける「起訴猶予」などがある。

（注4）不起訴事件記録が公判係属中の他の事件記録に編てつされているなどの理由により記録の送付を受けることができなかったため、不起訴裁定書のみの送付を受けて調査したものを含む。

第2 調査結果

1 集計結果

前記第1のとおり送付を受けた事件は、合計548件であり、不起訴処分に係る罪名別の件数を集計した結果は以下のとおりであった（注5）、（注6）

裁定主文は全て「嫌疑不十分」であり、「嫌疑なし」とされたものはなかった。

(表 1) 不起訴処分に係る罪名別の件数

	罪 名	件 数
①	強制性交等罪	380件 (うち, 改正前の強姦罪105件)
②	準強制性交等罪	85件 (うち, 改正前の準強姦罪21件)
③	監護者性交等罪	11件
④	児童福祉法違反	13件
⑤	青少年保護育成条例違反	59件

(注5) 件数は、同一の不起訴裁定書によるものは原則として1件として計上し、ただし、複数の事件について同一の不起訴裁定書により処分を行った場合であって、罪名が異なるとき又は被害者が異なるときは、別の事件として計上した。

例えば、複数の被疑者による共犯事件について、同一の不起訴裁定書で不起訴処分がなされた場合には1件として計上し、被疑者ごとに別の不起訴裁定書で処分がなされた場合には不起訴裁定書ごとに計上した。また、一人の被疑者について、罪名が異なる複数の事件について同一の不起訴裁定書で処分されているときは罪名ごとに、被害者が異なる複数の事件について同一の不起訴裁定書で処分されているときは被害者ごとに、それぞれ別の事件として計上した。

(注6) 不起訴事件記録が貸出し中であるなどの理由により、調査期間中に事件記録の送付を受けることができなかったものもあったため、実際の不起訴事件数とは一致しない場合がある。以下同じ。

2 強制性交等罪について

(1) 概観

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に強制性交等罪について不起訴処分がなされた事件のうち、裁定主文が「嫌疑不十分」であるものとして事件記録の送付を受けたものは、380件であった。

さらに、このうち、不起訴処分に係る罪名が刑法177条前段の強制性交等罪であるもの(13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交等を行ったとの被疑事実(告訴事実を含む。以下同じ。))について不起訴処分がなされたものが361件、同条後段の強制性交等罪であるもの(13歳未満の者に対し、性交等を行ったとの被疑事実について不起訴処分がなされたもの)が19件であった。

(2) 不起訴処分に係る罪名が刑法177条前段の強制性交等罪である事件(361件)

ア 嫌疑不十分の理由

不起訴裁定書に記載された嫌疑不十分の理由につき、犯人の特定や犯罪の成立要件に関する理由とそれらの認定のための証拠の評価に関する理由に分けて分析を行った。

(ア) 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由

- a 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として不起訴裁定書に記載されたものとしては、以下の①から⑧までのものがあつた(以下では、それぞれ当該①から⑧までの末尾の括弧内に記載した略語を用いることがあ

る。) (注7) (注8)。それぞれの件数は、(表2)のとおりである(犯人の特定・犯罪成立要件に関する理由は、一つの事件について複数指摘されることがあり、その場合にはそれぞれの理由ごとに計上した(以下、犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由について同じ。))。

- ① 被疑者が不明である(被疑者不明)
- ② 被疑者が犯人であると認めるに足りる証拠がない(犯人性の認定に難あり)
- ③ 犯行の日時・場所を含む具体的事実を特定するに足りる証拠がない(具体的事実の特定に難あり)
- ④ 性交等が行われたと認めるに足りる証拠がない(性交等の認定に難あり)
- ⑤ 暴行・脅迫があったと認めるに足りる証拠がない(暴行・脅迫の認定に難あり)
- ⑥ 暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足りる証拠がない(暴行・脅迫の程度の認定に難あり)
- ⑦ 被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない(同意の可能性あり)
- ⑧ 被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない(同意誤信の可能性あり)

また、前記①から⑧までのそれぞれにつき、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた件数を記載した(以下、犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由の表について同じ。)(注9)。

(表2) 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由(強制性交等罪(刑法177条前段に係るもの)(複数該当あり))

	理 由	件数	被害者供述の信用性に疑問
①	被疑者不明	34	0
②	犯人性の認定に難あり	26	14
③	具体的事実の特定に難あり	14	13
④	性交等の認定に難あり	49	45
⑤	暴行・脅迫の認定に難あり	137	115
⑥	暴行・脅迫の程度の認定に難あり	54	28
⑦	同意の可能性あり	180	161
⑧	同意誤信の可能性あり	152	94

(注7) 不起訴裁定書には不起訴の理由を記載することとされており、証拠上いかなる点が不足であるか、あるいは、いかなる点の立証が困難であるかなどについて、具体的に記載するものとされている。もっとも、不起訴処分に係る罪の犯罪成立要件の全てについて、その該当性を網羅的に記載しなければならないものではなく、立証が困難であると認めた主な要件についてのみ記載することもある。

(注8) 不起訴の理由は、原則として被疑者ごとに計上し、ただし、同一被疑者による複数の事件について同一の不起訴裁定書により処分がされている場合であって、その罪名又は被害者が異なるときは、罪名ごと又は被害者ごとに別の事件として計上することとした。

例えば、複数の被疑者による共犯事件として同一の不起訴裁定書で処分がなされた場合は、被疑者ごとに不起訴理由を計上した。なお、複数の被疑者による犯行で被疑者の特定に至らなかった事件（被疑者不明の事件）については、被疑者ごとに分離して不起訴理由を計上することはせず、不起訴裁定書ごとに理由を計上することとした。不起訴の理由の計上方法につき、以下同じ。

(注9) 一般に、性犯罪事件は、被害者と被疑者の二人きりの場で行われることが多く、被害者の供述がなければ犯罪事実を立証することができない場合が多い。そのため、事実関係が争われている事件においては、被害者供述の信用性が争われることが多く、公判では、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた結果、犯罪事実を認めるに足りる証拠がないとして無罪となることがある。そのため、性犯罪事件の証拠の評価は、被害者供述の信用性が中心となり、嫌疑不十分の理由として掲げられている証拠の評価に関する理由も、被害者供述の信用性に関するものが多い。他方、被害者供述の信用性が認められた場合、その被害者供述から認められる事実関係を前提として、被告人の行為が「暴行又は脅迫を用い」といえるか、あるいは、被害者が「抗拒不能」状態にあったといえるか等が問題となり、この点が否定されて無罪となることもある。さらに、客観的には暴行・脅迫や抗拒不能状態が認められても、被告人がそれらの事実を認識していたとはいえないとして無罪となることもある。不起訴処分においても、こうしたことを踏まえて判断がなされている。

b 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として、前記 a ⑤の「暴行・脅迫があったと認めるに足りる証拠がない」が挙げられた 137 件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されたものは、115 件であり、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されなかったものは、22 件であった。この 22 件について、他の理由として併せてどのようなものが挙げられているかを見たところ、

- ⑦「同意の可能性あり」が挙げられたもの 2 件
- ⑧「同意誤信の可能性あり」が挙げられたもの 11 件
- ⑦「同意の可能性あり」・⑧「同意誤信の可能性あり」の両方が挙げられたもの 6 件
- ⑦「同意の可能性あり」・⑧「同意誤信の可能性あり」のいずれも挙げられていなかったもの 3 件

であった（注10）。

(注10) ⑦「同意の可能性あり」・⑧「同意誤信の可能性あり」のいずれも挙げられていなかった3件の中には、併せて、「被疑者が犯人であることを認定するに足りる証拠がない」とされたもの、「暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足りる証拠がない」とされたものがそれぞれ1件あった。

c 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として、前記 a ⑥の「暴行・脅迫が被害者の反抗を著しく困難にさせる程度であったと認めるに足りる証拠がない」が挙げられた 54 件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されたものは、28 件であり、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されなかったものは、26 件であった。この 26 件について、被疑

事実に掲げられた暴行・脅迫の内容としては、例えば、以下のものがあつた。

- ◇ 被害者の身体に覆いかぶさり、腰を両手でつかんで引き寄せる
- ◇ 腕をつかんで引き寄せ、後ろから抱き付く
- ◇ 背後から抱き付き、寝室まで引きずってベッド上に押し倒し、覆いかぶさり、両手を押さえ付ける
- ◇ 手首をつかんで体を引き寄せる
- ◇ 両足首を両手でつかんで脚を開かせる
- ◇ 手で頭を押さえる
- ◇ ベッドに押し倒して服を脱がせる
- ◇ 両太ももの上に座り、両腕をつかんで押さえる

さらに、これらの26件について、他の理由として併せてどのようなものが挙げられているかを見たところ、

- ⑦「同意の可能性あり」が挙げられたもの 2件
- ⑧「同意誤信の可能性あり」が挙げられたもの 20件
- ⑦「同意の可能性あり」・⑧「同意誤信の可能性あり」の両方が挙げられたもの 1件
- ⑦「同意の可能性あり」・⑧「同意誤信の可能性あり」のいずれも挙げられていなかったもの 3件

であつた。

なお、⑦「同意の可能性あり」・⑧「同意誤信の可能性あり」のいずれも挙げられていなかった3件において、被疑事実に掲げられた暴行の内容は、

- ◇ 両足首を両手でつかんで脚を開かせる
- ◇ 両手で被害者の両膝を持つ
- ◇ 両手で被害者の両肩を押さえ付ける

というものであつた（注11）。

（注11）これらの3件の中には、併せて、「暴行・脅迫の認定に難あり」とされたものが1件あつた。

d 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として、前記a⑦の「被害者が性交等に同意していた可能性を排斥することができない」が挙げられた180件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されたものは、161件であり、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されなかつたものは、19件であつた。

e 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として、前記a⑧の「被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥することができない」が挙げられた152件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されたものは、94件であり、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されなかつたものは、58件であつた。

(イ) 証拠の評価に関する理由

不起訴処分に係る罪名が刑法177条前段の強制性交等罪であるもの361件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされたものは、259件であった。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由としては、以下の①から⑤までのものがあつた（以下では、それぞれ当該①から⑤までの末尾の括弧内に記載した略語を用いることがある。）。それぞれの件数は、（表3）のとおりである（被害者供述の信用性に疑問が残るとする理由については、一つの事件につき複数の理由を指摘されることがあり、その場合にはそれぞれの理由ごとに計上した（以下、被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由について同じ。）。）。

- ① 他の客観的な証拠等と整合しない（客観証拠等と整合しない）
- ② 虚偽の供述をしているか、又は、記憶の変容により事実と異なる供述をしているなどの可能性がある（虚偽供述・記憶変容の可能性あり）
- ③ 重要事実について供述に看過し難い変遷がある（供述に看過し難い変遷あり）
- ④ 供述があいまいで具体性を欠く（あいまいで具体性を欠く）
- ⑤ 被害者の供述する被害時や被害直後の言動等が、被害に遭った者の言動等として不自然（供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然）

（表3）被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由（強制性交等罪（刑法177条前段に係るもの））（複数該当あり）

	理 由	件 数
①	客観証拠等と整合しない	118
②	虚偽供述・記憶変容の可能性あり	86
③	供述に看過し難い変遷あり	45
④	あいまいで具体性を欠く	12
⑤	供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然	93

なお、これらのほかに、被害者と連絡が取れないなどの理由により十分な供述を得られなかったり、被疑者との間で示談が成立したことなどから、被害者から以後の捜査協力が得られなかったりしたものが70件あつた（注12）。

（注12）被害者が、被害状況について供述し、供述調書等は作成されたものの、その後、被疑者との間で示談が成立したことなどを理由として、公判における証言をしない旨述べている場合など、公判における被害者供述による立証が困難となつた場合や、被害者が、被害申告の際などに概括的な供述をしたものの、その後連絡がとれなくなつたり、捜査への協力が得られなくなつたりし、被害状況に関する具体的な供述が得られなかった場合などがこれに該当する。以下同じ。

イ 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった（注13）。

- 10代（13歳から19歳まで） 101人
- 20代 163人
- 30代 57人
- 40代以上 40人

（注13）被害者の年齢は、被害者ごとに計上した。したがって、その合計数は、前記1の件数と一致しない場合がある。なお、犯行日が具体的に特定されなかったために被害者の被害当時の年齢が特定されなかった場合や、継続的虐待等、被害が複数回にわたっており、被害当時の年齢が被害事実ごとに異なる場合には、原則として、そのうち最も低い年齢として計上することとした。これらの被害者の年齢分布の計上方法につき、以下同じ。

ウ 被害者と被疑者の関係

(7) 面識の有無

被害者と被疑者との間に面識がなかったものが66件、事件前から何らかの関係があったものが308件であった（注14）（注15）。

(1) 具体的な関係

事件前から何らかの関係があった事件における被害者と被疑者との関係（被害者から見た被疑者の立場。以下同じ。）としては、以下のものがあった。

- 出会ったばかりの者 87件（注16）
- 雇用主・勤務先の上司 26件
- 交際相手・元交際相手 25件
- 勤務先・アルバイトの先輩 11件
- 学校・部活動の先輩 6件
- 母親の交際相手 6件
- 実父・養父 3件
- おじ・義父 4件
- 医師・施術師 3件
- 業務上の利害関係者 3件（注17）
- 家庭教師 1件
- 配偶者 1件
- いとこ 1件
- その他の関係 131件（注18）

（注14）被害者と被疑者の関係については、被害者が複数の場合は被害者ごとに、被疑者が複数の場合は被疑者ごとに計上した。したがって、合計数は前記1の件数と一致するものではない。以下同じ。

（注15）このほかに、被害者と被疑者の関係が不明であるものが13件あった。これは、被疑者が不明で、被害者との関係も不明であるものや、不起訴裁定書のみを送付を受けたため、不起訴裁定書の記載からは判明しなかったものである。

（注16）「出会ったばかりの者」とは、当日知り合ったばかりなど、知り合って間がない者をいう（以下同じ。）。具体的には、知人から紹介を受けた者、いわゆるナンパで知り合った相手、SNSで知り合ったばかりの者、被害者が客として訪れた飲食店の従業員等があった。

（注17）「業務上の利害関係者」は、いずれも被害者が保険外交員として保険契約を担当

する顧客であった。

(注18)「その他の関係」としては、勤務先飲食店・風俗店（キャバクラ、デリバリーヘルス、スナック）等の客、いわゆる出会い系アプリ・SNS等をきっかけに知り合った相手、同級生等があった。

(ウ) 嫌疑不十分の理由

被害者と被疑者の関係ごとの嫌疑不十分の理由（犯人の特定・犯罪成立要件に関する理由）は、別表1-1のとおりである。

(3) 不起訴処分に係る罪名が刑法177条後段の強制性交等罪である事件（19件）

ア 嫌疑不十分の理由

不起訴裁定書に記載された嫌疑不十分の理由につき、犯人の特定や犯罪の成立要件に関する理由とそれらの認定のための証拠の評価に関する理由に分けて分析を行った。

(ア) 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由

犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として不起訴裁定書に記載されたものとしては、以下の①から④までのものがあった（以下では、当該④の末尾の括弧内に記載した略語を用いることがある）。それぞれの件数は、（表4）のとおりである。

① 被疑者不明

② 具体的事実の特定に難あり

③ 性交等の認定に難あり

④ 被疑者が、被害者の年齢（13歳未満であること）を認識していたことを認定するに足る証拠がない（年齢の認識の認定に難あり）

（表4）犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由（強制性交等罪（刑法177条後段に係るもの））（複数該当あり）

	理 由	件 数	被害者供述の信用性に疑問
①	被疑者不明	3	3
②	具体的事実の特定に難あり	7	7
③	性交等の認定に難あり	12	11
④	年齢の認識の認定に難あり	5	3

(イ) 証拠の評価に関する理由

不起訴処分に係る罪名が刑法177条後段の強制性交等罪であるもの19件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされたものは、16件であった。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由としては、以下の①から④までのものがあった。それぞれの件数は、（表5）のとおりである。

① 虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり

② 供述に看過し難い変遷あり

- ③ あいまいで具体性を欠く
- ④ 供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然

(表5) 被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由(強制性交等罪(刑法177条後段に係るもの))(複数該当あり)

	理 由	件数
①	虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり	3
②	供述に看過し難い変遷あり	5
③	あいまいで具体性を欠く	10
④	供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然	1

なお、これらのほかに、被害者と連絡が取れないなどの理由により十分な供述を得られなかったり、被疑者との間で示談が成立したことなどから、被害者から以後の捜査協力が得られなかったりしたものが6件あった。

イ 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった。

- 7歳 1人
- 9歳 1人
- 10歳 4人
- 11歳 3人
- 12歳 10人

ウ 被害者と被疑者の関係

(7) 面識の有無

いずれも、被害者と被疑者との間に面識があった。

(1) 具体的な関係

被害者と被疑者との関係としては、以下のものがあった。

- 実父・養父 5件
- 母親の交際相手 4件
- 出会ったばかりの者 3件(注19)
- その他尊属(祖母, おじ) 2件
- 交際相手 1件
- その他の関係 4件(注20)

(注19)「出会ったばかりの者」は、いわゆる出会い系アプリで知り合った相手等であった。

(注20)「その他の関係」としては、同じ児童養護施設の入所者等があった。

3 準強制性交等罪について

(1) 概観

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に準強制性交等罪につ

いて不起訴処分がなされた事件のうち、裁定主文が「嫌疑不十分」であるものとして事件記録の送付を受けたものは、85件であった。

(2) 嫌疑不十分の理由

不起訴裁定書に記載された嫌疑不十分の理由につき、犯人の特定や犯罪の成立要件に関する理由とそれらの認定のための証拠の評価に関する理由に分けて分析を行った。

ア 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由

a 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として不起訴裁定書に記載されたものとしては、以下の①から⑥までのものがあつた（以下では、それぞれ当該④及び⑥の末尾の括弧内に記載した略語を用いることがある。）。それぞれの件数は、（表6）のとおりである。

- ① 犯人性の認定に難あり
- ② 具体的事実の特定に難あり
- ③ 性交等の認定に難あり
- ④ 被害者が心神喪失又は抗拒不能の状態にあつたと認めるに足る証拠がない（心神喪失・抗拒不能の認定に難あり）
- ⑤ 同意の可能性あり
- ⑥ 被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性を排斥できない、又は、被害者が心神喪失・抗拒不能の状態にあることを認識していなかった可能性を排斥できない（同意誤信の可能性、心神喪失等の認識を欠く可能性あり）

（表6）犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由（準強制性交等罪）（複数該当あり）

	理 由	件数	被害者供述の信用性に疑問
①	犯人性の認定に難あり	1	1
②	具体的事実の特定に難あり	5	2
③	性交等の認定に難あり	21	19
④	心神喪失・抗拒不能の認定に難あり	48	35
⑤	同意の可能性あり	32	25
⑥	同意誤信の可能性、心神喪失等の認識を欠く可能性あり	31	22

b 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として、前記a④の「被害者が

心神喪失又は抗拒不能の状態にあったと認めるに足りる証拠がない」が挙げられた48件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されたものは、35件であり、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されなかったものは、13件であった。この13件について、他の理由として併せてどのようなものが挙げられているかを見たところ、

- ⑤「同意の可能性」が挙げられたもの 5件
- ⑤「同意の可能性」・⑥「同意誤信の可能性、心神喪失等の認識を欠く可能性あり」の両方が挙げられたもの 1件
- ⑤「同意の可能性あり」・⑥「同意誤信の可能性、心神喪失等の認識を欠く可能性あり」のいずれも挙げられていなかったもの 7件

であった。

なお、⑤「同意の可能性あり」・⑥「同意誤信の可能性、心神喪失等の認識を欠く可能性あり」のいずれも挙げられていなかった7件において、被疑事実に掲げられた心神喪失・抗拒不能の原因は、

- ◇ 飲酒による酩酊 4件
- ◇ 薬物の作用 1件
- ◇ 精神障害 1件
- ◇ 就寝中に被害に遭ったことによる驚がく 1件

であった（注21）。

（注21）これらの7件の中には、併せて、「性交等の認定に難あり」とされたもの、「具体的事実の特定に難あり」とされたものがそれぞれ1件あった。

c 嫌疑不十分の理由として、前記a⑤の「被害者が性交等に同意していた可能性がある」が挙げられた32件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されたものは、25件であり、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されなかったものは、7件であった。

d 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として、前記a⑥の「被疑者が、被害者が性交等に同意していると誤信していた可能性がある、又は、被害者が心神喪失・抗拒不能の状態にあることを認識していなかった可能性がある」が挙げられた31件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されたものは、22件であり、被害者供述の信用性に疑問が残ると判断されなかったものは、9件であった。

イ 証拠の評価に関する理由

不起訴処分に係る罪名が準強制性交等罪であるもの85件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされたものは、71件であった。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由としては、以下の①から⑤までのものがあつた。それぞれの件数は、（表7）のとおりである。

① 客観証拠等と整合しない

- ② 虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり
- ③ 供述に看過し難い変遷あり
- ④ あいまいで具体性を欠く
- ⑤ 供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然

(表7) 被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由(準強制性交等罪)(複数該当あり)

	理 由	件数
①	客観証拠等と整合しない	36
②	虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり	14
③	供述に看過し難い変遷あり	11
④	あいまいで具体性を欠く	19
⑤	供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然	22

なお、これらのほかに、被害者と連絡が取れないなどの理由により十分な供述を得られなかったり、被疑者との間で示談が成立したことなどから、被害者から以後の捜査協力が得られなかったりしたものが23件あった。

(3) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった。

- 10代(13歳から19歳まで) 20人(注22)
- 20代 43人
- 30代 11人
- 40代以上 11人

(注22) 13歳として計上したうちの1件は、犯行年月日を具体的に特定できず、被害当時の被害者の年齢を特定することが困難であったため、12歳又は13歳とされていたものであるが、不起訴処分に係る罪名が準強姦罪であることから、13歳として計上した。

(4) 被害者と被疑者の関係

ア 面識の有無

被害者と被疑者との間に面識がなかったものが3件、事件前から何らかの関係があったものが89件であった(注23)。

(注23) このほかに、被害者と被疑者の関係が不明であるものが2件あった。

イ 具体的な関係

事件前から何らかの関係があった事件における被害者と被疑者との関係としては、以下のものがあつた。

- 出会ったばかりの者 26件(注24)
- 元交際相手 2件
- 雇用主・勤務先の上司 8件
- 勤務先・アルバイトの先輩 2件
- 実父・養父 2件

- 医師・施術師 2 件
- 学習塾の塾長 1 件
- 業務上の利害関係者 1 件（注 2 5）
- 祖父 1 件
- その他の関係 4 4 件（注 2 6）

（注 2 4）「出会ったばかりの者」には，当日パーティーで知り合った者，いわゆるナンパにより知り合った者等があった。

（注 2 5）「業務上の利害関係者」は，保険外交員として保険契約を担当する顧客であった。

（注 2 6）「その他の関係」としては，勤務先飲食店（クラブ・キャバクラ）の客，同僚・元同僚等があった。

(5) 心神喪失・抗拒不能の原因

前記(2)ア a ④の 4 8 件において，心神喪失・抗拒不能の原因として被疑事実に挙げられたものとしては，以下のものがあった。

- 飲酒による酩酊 2 9 件
- 薬物の作用 4 件
- 知的障害，精神障害 3 件
- 欺罔・誤信 1 件
- 驚がく 1 件
- 加害者との関係性 1 件
- 飲酒による酩酊，薬物の作用 3 件
- 飲酒による酩酊，知的障害 1 件
- 飲酒による酩酊，加害者との関係性 1 件
- 飲酒による酩酊，何らかの方法によるこん睡 1 件
- 加害者との関係性，過去の暴行 1 件
- その他 2 件（注 2 7）

（注 2 7）「その他」としては，先行する暴行により，被害者が被疑者を畏怖していたものがあった。

(6) 嫌疑不十分の理由

被害者と被疑者の関係ごとの嫌疑不十分の理由（犯人の特定・犯罪成立要件に関する理由）は，別表 1－2 のとおりである。

4 監護者性交等罪について

(1) 全体

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に監護者性交等罪について不起訴処分がなされた事件のうち，裁定主文が「嫌疑不十分」であるものとして事件記録の送付を受けたものは，1 1 件であった。

(2) 嫌疑不十分の理由

不起訴裁定書に記載された嫌疑不十分の理由につき，犯人の特定や犯罪の成立

要件に関する理由とそれらの認定のための証拠の評価に関する理由に分けて分析を行った。

ア 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由

犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として不起訴裁定書に記載されたものとしては、以下の①から③までのものがあつた（以下では、当該③の末尾の括弧内に記載した略語を用いることがある。）。それぞれの件数は、（表 8）のとおりである。

- ① 具体的事実の特定に難あり
- ② 性交等の認定に難あり
- ③ 被疑者が「現に監護する者」に該当すると認めるに足りる証拠がない（監護者性の認定に難あり）

（表 8）犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由（監護者性交等罪）（複数該当あり）

	理 由	件数	被害者供述の信用性に疑問
①	具体的事実の特定に難あり	6	6
②	性交等の認定に難あり	5	5
③	監護者性の認定に難あり	1	0

イ 証拠の評価に関する理由

不起訴処分に係る罪名が監護者性交等罪であるもの 11 件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされたものは、9 件であつた。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由としては、以下の①から④までのものがあつた。それぞれの件数は、（表 9）のとおりである。

- ① 客観証拠等と整合しない
- ② 虚偽供述・記憶変容の可能性あり
- ③ 供述に看過し難い変遷あり
- ④ あいまいで具体性を欠く
- ⑤ 供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然

（表 9）被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由（準強制性交等罪）（複数該当あり）

	理 由	件数
①	客観証拠等と整合しない	4
②	虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり	1
③	供述に看過し難い変遷あり	3
④	あいまいで具体性を欠く	3
⑤	供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然	1

なお、これらのほかに、被害者から捜査協力が得られず、十分な供述を得られないとされたものが 1 件あつた。

(3) 監護者の立場

被疑者が「現に監護する者」であると認めるに足りる証拠がないと判断されたものが1件あったところ（注28）、この1件を除く10件における監護者の立場（被害者から見た被疑者の立場）は、以下のとおりであった。また、いずれも被害者と被告人とが同居していた。

- 実父 2件
- 養父 4件
- 母親の夫 3件
- 母親の内縁の夫 1件

（注28）被疑者は、被害者の友人の父親で、当時、被害者と同居していたもの。

5 児童福祉法違反について

(1) 全体

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に児童福祉法60条1項違反について不起訴処分がなされた事件のうち、裁定主文が「嫌疑不十分」であるものとして事件記録の送付を受けたものは、13件であった。

(2) 嫌疑不十分の理由

不起訴裁定書に記載された嫌疑不十分の理由につき、犯人の特定や犯罪の成立要件に関する理由とそれらの認定のための証拠の評価に関する理由に分けて分析を行った。

ア 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由

犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として不起訴裁定書に記載されたものとしては、以下の①から④までのものがあつた（以下では、それぞれ当該③及び④の末尾の括弧内に記載した略語を用いることがある。）。それぞれの件数は、（表10）のとおりである。

- ① 具体的事実の特定に難あり
- ② 性交等の認定に難あり
- ③ 淫行を「させる行為」（注29）に該当すると認めるに足りる証拠がない（淫行を「させる行為」該当性の認定に難あり）
- ④ 被疑者が被害者の年齢（18歳未満であること）を認識していたと認めるに足りる証拠がない（年齢の認識の認定に難あり）

（表10）犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由（児童福祉法違反）（複数該当あり）

	理 由	件数	被害者供述の信用性に疑問
①	具体的事実の特定に難あり	1	1
②	性交等の認定に難あり	1	1
③	淫行を「させる行為」該当性の認定に難あり	5	0
④	年齢の認識の認定に難あり	6	6

(注29) 児童福祉法60条1項は、同法34条1項6号の規定に違反した者を処罰する規定であるところ、同号は、「児童に淫行をさせる行為」を禁止している。この「淫行をさせる行為」については、『淫行』とは、同法の趣旨に照らし、児童の心身の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為をいうと解するのが相当であり、児童を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような者を相手とする性交又はこれに準ずる性交類似行為は、同号にいう『淫行』に含まれる。そして、同号にいう『させる行為』とは、直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為をいうが、そのような行為に当たるか否かは、行為者と児童の関係、助長・促進行為の内容及び児童の意思決定に対する影響の程度、淫行の内容及び淫行に至る動機・経緯、児童の年齢、その他当該児童の置かれていた具体的状況を総合考慮して判断するのが相当である。」とされている。(最高裁判所平成28年6月21日第一小法廷決定)。

イ 証拠の評価に関する理由

不起訴処分に係る罪名が児童福祉法違反であるもの13件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされたものは、9件であった。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由としては、以下の①から③までのものがあつた。それぞれの件数は、(表11)のとおりである。

- ① 虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり
- ② 供述に看過し難い変遷あり
- ③ 供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然

(表11) 被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由(児童福祉法違反)(複数該当あり)

	理 由	件数
①	虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり	4
②	供述に看過し難い変遷あり	2
③	供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然	2

なお、これらのほかに、被害者から捜査協力が得られず、被害者から十分な供述を得られないとされたものが1件あつた。

(3) 被害者と被疑者の関係

ア 淫行を「させる行為」に該当すると認めるに足る証拠がないとされた事件における関係

- 養父 1件(注30)
- 教師 1件
- その他の関係 3件(注31)

(注30) 監護者性交等罪等が設けられた平成29年刑法一部改正法の施行前の事案。
(注31) 「その他の関係」としては、同居する叔母の内縁の夫、教育実習生等があつた。

イ 前記ア以外の事件における関係

- 雇用主・勤務先の上司 3件

- 実母・養父 2件（注32）
- 風俗店の採用担当従業員 2件
- 母親の夫 1件
- その他の関係 1件（注33）

（注32）このうち1件は監護者性交等罪等が設けられた平成29年刑法一部改正法の施行前の事案である。他の1件は同法施行後の事案であるが、実行犯ではなく、淫行をさせる行為を行った実行犯との間における共謀があったとは認められなかったものである。

（注33）「その他の関係」は、SNSを通じて知り合った者であった。

6 青少年保護育成条例違反について

(1) 全体

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に青少年保護育成条例違反（性交等に係るものに限る。）について不起訴処分がなされた事件のうち、裁定主文が「嫌疑不十分」であるものとして事件記録の送付を受けたものは、59件であった。

(2) 嫌疑不十分の理由

不起訴裁定書に記載された嫌疑不十分の理由につき、犯人の特定や犯罪の成立要件に関する理由とそれらの認定のための証拠の評価に関する理由に分けて分析を行った。

ア 犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由

犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由として不起訴裁定書に記載されたものとしては、以下の①から④までのものがあつた（以下では、当該③の末尾の括弧内に記載した略語を用いることがある。）。それぞれの件数は、（表12）のとおりである。

- ① 具体的事実の特定に難あり
- ② 性交等の認定に難あり
- ③ 「淫行」等（注34）に該当すると認めるに足る証拠がない（「淫行」等該当性の認定に難あり）
- ④ 年齢の認識の認定に難あり

（表12）犯人の特定・犯罪の成立要件に関する理由（青少年保護育成条例違反）（複数該当あり）

	理 由	件数	被害者供述の信用性に疑問
①	具体的事実の特定に難あり	1	0
②	性交等の認定に難あり	3	1
③	「淫行」等該当性の認定に難あり	32	3
④	年齢の認識の認定に難あり	27	6

（注34）青少年保護育成条例は、各都道府県において定められており、処罰の対象とする行為の範囲やその規定ぶりは都道府県により異なる。例えば、東京都青少年の健

全な育成に関する条例は、18条の6において、「何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。」と規定し、24条の3において、「第18条の6の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と規定している。処罰対象とする行為については都道府県によって差異があり、規定ぶりは様々であるものの、多くの都道府県では、「みだらな性交又は性交類似行為」に相当する行為を処罰の対象としている。

福岡県青少年保護育成条例においては、これに相当する行為として、「淫行」を処罰対象として定めているところ、同条例違反被告事件に関する最高裁判決において、「(同条例にいう)『淫行』とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。」とされている(最高裁判所昭和60年10月23日大法廷判決)。

イ 証拠の評価に関する理由

不起訴処分に係る罪名が青少年保護育成条例違反であるもの59件のうち、被害者供述の信用性に疑問が残るとされたものは、12件であった。

被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由としては、以下の①から④までのものがあつた。それぞれの件数は、(表13)のとおりである。

- ① 虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり
- ② 供述に看過し難い変遷あり
- ③ あいまいで具体性を欠く
- ④ 供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然

(表13) 被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由(青少年保護育成条例違反)
(複数該当あり)

	理由	件数
①	虚偽供述の動機・記憶変容の可能性あり	1
②	供述に看過し難い変遷あり	1
③	あいまいで具体性を欠く	2
④	供述内容が被害に遭った者の言動等として不自然	4

なお、これらのほかに、被害者と連絡が取れないなどの理由により十分な供述を得られなかったり、被疑者との間で示談が成立したことなどから、被害者から以後の捜査協力が得られなかったりしたものが5件あつた。

(3) 被害者と被疑者の関係

被害者と被疑者の関係は、以下のとおりであつた(注35)。

- 出会ったばかりの者 17件(注36)
- 交際相手・元交際相手 17件
- アルバイト先の上司 1件
- 非常勤講師 1件
- 施設職員 1件

○ その他の関係 23件（注37）

（注35）このほかに，被害者と被疑者の関係が不明であるものが5件あった。

（注36）「出会ったばかりの者」の中には，直前にSNSで知り合ったばかりの者等があった。

（注37）「その他の関係」としては，いわゆる出会い系アプリやオンラインゲームのチャットをきっかけに知り合った者等があった。

7 被害者が18歳未満の児童である事件について

(1) 概観

調査対象として事件記録の送付を受けた事件における18歳未満の被害者の人数は，以下のとおりであった。

○ 強制性交等罪（刑法177条前段に係るもの）	52人
○ 強制性交等罪（同条後段に係るもの）	19人
○ 準強制性交等罪	8人
○ 監護者性交等罪	11人
○ 児童福祉法違反	13人
○ 青少年保護育成条例違反	59人

(2) 嫌疑不十分の理由

年齢ごとの嫌疑不十分の理由は，別表2-1及び2-2のとおりである。

(3) 被害者の年齢

罪名ごとの年齢分布は，別表2-3のとおりである。

(4) 被害者と被疑者の関係

罪名ごとの被害者と被疑者の関係は，別表2-4のとおりである。

8 障害を有する被害者に係る事件について

(1) 概観

調査対象として事件記録の送付を受けた事件のうち，事件記録上，被害当時，被害者が何らかの障害を有していたことが判明しているものは，以下のとおりであった（注38）。

○ 強制性交等罪	身体障害1件，精神障害22件，知的障害17件，発達障害3件
○ 準強制性交等罪	身体障害1件，精神障害3件，知的障害6件，発達障害1件
○ 監護者性交等罪	精神障害1件，知的障害1件
○ 児童福祉法違反	知的障害1件，発達障害1件
○ 青少年保護育成条例違反	

知的障害 1 件，発達障害 2 件

これらのうち，精神障害としては，うつ病，統合失調症，パニック障害等があり，発達障害としては，自閉症スペクトラム障害，アスペルガー等があった。また，精神障害と知的障害との両方を有するものが 3 件あった。

(注 3 8) 本調査では，事件記録中に被害者の障害に関する証拠があるものを集計した。なお，一般に，捜査は，その目的に照らして必要な範囲で行われるため，被害者が何らかの障害を有していたとしても，必ずしも事件記録上は現れないことがある。

(2) 嫌疑不十分の理由

障害の内容ごとの嫌疑不十分の理由及び被害者供述の信用性に疑問が残るとされた理由は，別表 3 - 1 及び 3 - 2 のとおりである。

(3) 被害者と被疑者の関係

障害の内容ごとの被害者と被疑者の関係は，別表 3 - 3 のとおりである。

以 上